

公 示

法人タクシー事業の申請に関する審査基準について

法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）の申請について、下記の基準にしたがって、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に係る審査を行うこととしたので公示する。

平成14年 1月18日

中部運輸局長 津野田 元直

記

1. 事業経営の許可（法第4条第1項関係）

（1）営業区域

- ① 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第5条に基づいて中部運輸局長が別表1に定める営業区域を単位として設定されているものであること。ただし、別表1に定めがない営業区域については、原則として市・郡を単位として設定されているものであること。
- ② 営業区域に営業所を設置するものであること。

（2）営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所（営業所、事務所及び出張所等いかなる名称によるかを問わず、当該施設において恒常的に運行管理等を行う施設をいう。）であって、次の各事項に適合するものであること。

- ① 営業区域内にあること。なお、複数の営業区域を有するものにあつては、それぞれの営業区域内にあること。
- ② 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するもの（自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。ただし、賃貸借契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。）であること。

- ③ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。
- ④ 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。

（3）事業用自動車

申請者が使用権原を有するものであること。

購入の場合については、購入契約に係る契約書（許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。）の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。

また、リース車両については、リース契約期間が概ね1年以上であることとし、当該契約に係る契約書（許可を前提とする仮契約書又は見積書を含む。）の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。

（4）最低車両数

- ① 申請する営業区域において、別表2の営業区域区分ごとに示す車両数以上の事業用自動車を配置するものであること。

ただし、10両若しくは5両の最低車両数については、通常のタクシー・ハイヤー事業を実施する上で適切と認められる事業規模の基準であることから、当該最低車両数の算定においては、一般の需要に応じることができない車椅子専用車両等は含めないこととする。

- ② ①の車両数については、同一営業区域内に複数の営業所を設置する場合にあっては、当該複数の営業所に配置する車両数を合算できるものとするが、いずれの営業所においても5両以上の事業用自動車を配置するものであること。
- ③ これらの基準により難しいものものとして中部運輸局長が認める以下の場合については、これによらないことができるものとする。

（ア）一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない島しょ部

本州との間を連絡する道路が整備されていない島しょ部であって、その島しょ部内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しないものについては、その島しょ部外において一般乗用旅客自動車運送事業の営業を行わない旨を示して、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者の申請があった場合には、最低車両数は1両とする。

（イ）一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない市町村（平成16年4月1日以降に市町村合併があった場合には当該市町村合併前の旧市町村単位で営業所が存在しない場合を含むことができるものとする。以下同じ。）

その区域内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない市町村については、発地及び着地のいずれもが営業所の存する申請日現在の市町村の区域外に存する旅客の運送をしない旨を示して、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者の申請があった場合には、最低車両数は1両とする。

（ウ）特殊なサービスに限る事業として中部運輸局長が認める場合

（5）自動車車庫

- ① 遠隔点呼が行われる自動車車庫を除き、営業所に併設するものであること。
ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートルの範囲内にあって運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。
運行管理をはじめとする管理については、運行管理のほか、事業用自動車の車内の掲示、点検整備、応急用器具等の備付等の管理であって、事業計画に照らし個別に判断することとする。
- ② 営業所に配置する事業用自動車の全てを確実に収容できるものであること。
- ③ 原則として他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。ただし、自動車車庫を使用しない時間帯において、他の用途として使用することができるほか、他の施設の駐車場として供用されている土地を自動車車庫として使用できる。
- ④ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するもの（自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。ただし、賃貸借契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。）であること。
- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令の規定に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。
- ⑥ 事業用自動車の点検、整備（自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第6条に規定されている調整をいう。）及び清掃のための施設が設けられていること。
- ⑦ 事業用自動車の出入りに支障のない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。
また、前面道路が私道の場合にあつては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。
なお、車両の出入りに支障のないことが明らかな場合を除くほか、前面道路（公道）又は私道に接する公道について、道路幅員証明書の提出を求め、確認することとする。

(6) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

- ① 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。なお、休憩、仮眠又は睡眠のための施設を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他に供用されている施設を休憩、仮眠又は睡眠のための施設として使用できる。
- ② 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ③ 事業計画に照らし運転者が常時使用することができるものであること。
- ④ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するもの（自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。ただし、賃貸借契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。）であること。
- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令の規定に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

(7) 管理運営体制

- ① 法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。
なお、専従する役員のうち1名は、(10) ①の法令試験に合格した者であること。
- ② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。この場合において、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第22条第1項に基づき中部運輸局長が指定する地域において法第23条の2第1項第2号の規定により運行管理者証の交付を受けた者を運行管理者として選任する場合には、申請に係る営業区域において5年以上の実務の経験を有するものであること。
 - (ア) 運輸規則第47条の9に規定する要件を満たす計画を有するものであること。
 - (イ) 申請に係る営業区域において5年以上の実務経験を有するか否かについては、選任を予定する運行管理者の職務経歴書等の提出を求め確認することとする。
- ③ 運行管理を行う体制及び運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
また、複数の運行管理者を選任する営業所において運行管理者の業務を統括する運行管理者が運行管理規定により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令系統を有するものであること。
- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所とが常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
 - (ア) 常時密接な連絡をとれる体制とは、連絡網が規定されている等の趣旨であり、個別に判断するものとする。
 - (イ) 原則として、乗務員の点呼は対面により実施するものであること。
- ⑤ 事故防止についての教育及び指導體制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程が定められていること。
- ⑦ 運輸規則第36条第2項に基づく運転者として選任しようとする者に対する指導を行うことができる体制が確立されていること。
また、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成14年1月30日付国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）」に定める基準を満たす指導を行う体制を有するものであること。
- ⑧ 運転者に対して行う営業区域内の地理及び利用者等に対する応接に関する指導監督に係る指導要領が定められているとともに、当該指導監督を総括処理する指導主任者が選任されていること。
- ⑨ 整備管理を行う体制が整備されていること（事業用車両が5両以上の場合には、原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等

整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。)

- ⑩ 利用者等からの苦情の処理に関する体制（運輸規則第3条に規定するところにより苦情を処理することが可能な体制をいう。）が整備されていること。

(8) 運転者

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。

この場合、適切な乗務割、労働時間、給与体系を前提としたものであって、労働関係法令の規定に抵触するものでないこと。

- ② 運転者は、運輸規則第36条第1項各号に該当する者ではないこと。
③ 定時制乗務員を選任する場合には、適切な就業規則を定め、適切な乗務割による乗務日時の決定等が適切になされるものであること。

(9) 資金計画

- ① 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。

なお、所要資金は次の(ア)～(キ)の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| (ア) 車両費 | 取得価格（未払金を含む）又はリースの場合は1年分の賃借料等 |
| (イ) 土地費 | 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等 |
| (ウ) 建物費 | 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等 |
| (エ) 機械器具及び什器備品 | 取得価格（未払金を含む） |
| (オ) 運転資金 | 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分 |
| (カ) 保険料等 | 保険料及び租税公課（1年分） |
| (キ) その他 | 創業費等開業に要する費用（全額） |

- ② 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。

なお、事業開始当初に要する資金は、次の(ア)～(ウ)の合計額とする。

- (ア) ①(ア)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分の賃借料等。
ただし、一括払いによって取得する場合は、①(ア)と同額とする。
- (イ) ①(イ)及び(ウ)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、2か月分の賃借料及び敷金等。
ただし、一括払いによって取得する場合は、①(イ)及び(ウ)と同額とする。
- (ウ) ①(エ)～(キ)に係る合計額

(注) (a) 施行規則第6条第1項第2号に規定する添付書類は、別添様式を例とする。

(b) 自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、中部運輸局長の判断により預貯金以外の流動資産を含めることができることとする。

(c) 預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書の提示

又は写しの提出をもって確認するものとする。

(d) 預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確認するものとする。

(e) その他施行規則第6条第1項第8号から第11号に規定する添付書類を基本とし審査することとする。

(10) 法令遵守

① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員のうち1名が、一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識（法令の知識については、中部運輸局等が行う法令試験によって判断する。）を有する者であること。

② 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下「社会保険等」という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する計画があること。

③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。以下「申請者等」という。）が、以下(ア)～(ケ)のすべてに該当し、法令遵守の点で問題のないこと。

(ア) 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。（「処分を受けた者ではないこと」の判断については、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づき行政処分を行った日（行政処分の命令書に記載された当該命令を発出した日）をもって判断するものとする。以下同じ。）

(イ) 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

(ウ) 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

(エ) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の

違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

- (オ) 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。
- (カ) 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故をいう。以下同じ。）を発生させていないこと。
- (キ) 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- (ク) 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）、貨物自動車運送事業等報告規則（平成2年運輸省令第33号）及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出義務がある場合にあってはそれを適切に行っていること。
- (ケ) 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

(11) 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

(12) 適用

- ① 特殊なサービスに限る事業については、事業の特性を踏まえて判断することとし、許可に際しては、必要に応じ業務の範囲を当該事業に限定する旨の条件を付すこととする。
- (ア) もっぱら患者等の輸送サービス（「福祉輸送サービス」という。）を行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業（「福祉輸送事業」という。）については「福祉輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の申請に関する審査基準について」（平成16年3月31日付中運局公示第168号）による。
- (イ) なお、需給調整規制の廃止に伴い、従来、需給調整規制の対象外として認めてきたハイヤー及びジャンボタクシー等の一般の利用が可能な車両を用いて行う事業については、特殊なサービスに限る事業には該当しないものとする。

- ② 施行規則第4条第8項第3号に規定するハイヤーのみを配置して行う事業については、業務の範囲を当該事業に限定する旨の条件を付すこととする。
- ③ (4)③の取扱いによる許可については、必要に応じ業務の範囲を当該地域に限定する旨の条件を付すこととする。
- ④ 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に参加する旨の条件を付すこととする。

(13) 申請時期等

① 申請時期

許可の申請は、随時受け付けるものとする。ただし、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項の規定による特定地域（以下「特定地域」という。）に指定されている地域を営業区域とする申請（上記(12)①(ア)及び②により業務の範囲を当該事業に限定する旨の条件を付して許可することとなる申請を除く。）の受付は行わないこととする。

② 処分時期

原則として随時行うこととする。ただし、地域の状況に応じて標準処理期間を考慮した上で一定の処分時期を定めることができることとする。

2. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項関係）

(1) 1. (1)～(9)・(11)～(13)（(12)④を除く。）に定めるところに準ずることとする。

(2) 事業規模の拡大となる申請は、営業区域の拡大並びに自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）及び収容能力の拡大並びに自動車車庫の収容能力の増加を要する事業用自動車の数の変更に係るものとし、当該申請については、申請者等が以下の①～⑧のすべてに該当するものであること等、法令遵守の点で問題のないこと。

① 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

(ア) 運転者の道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反（⑦に掲げる違反を除く。）による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）

(イ) 申請日前3ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係

るもの（処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。）

- ② 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超過190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- (ア) 運転者の道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反（⑦に掲げる違反を除く。）による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）

- (イ) 申請日前6ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。）

- ③ 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超過する輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- (ア) 運転者の道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反（⑦に掲げる違反を除く。）による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）

- (イ) 申請日前1年間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。）

- ④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

- ⑤ 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。

- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。
- ⑦ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- ⑧ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）、貨物自動車運送事業等報告規則（平成2年運輸省令第33号）及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

(3) (1)～(2)について

1. (1)～(9)・(11)～(13)の定めるところに準ずる審査は、以下のとおり行うものとする。

- ① 営業区域の拡大に係る申請については、事業許可申請と同等の申請と見なし1.(1)～(9)・(11)・(12)について十分な審査を行う。
- ② 自動車車庫の新設又は位置の変更に係る申請及び収容能力の拡大に係る申請においては1.(2)④・(4)・(5)について、また、収容能力の縮小に係る申請については1.(4)・(5)について、それぞれ十分な審査を行う。
- ③ 自動車車庫の収容能力の増加を要する事業用自動車の数の変更に係る申請においては、1.(2)④・(4)・(5)について十分な審査を行う。
- ④ 営業所の廃止に係る申請については、1.(1)②・(5)①について十分な審査を行う。
- ⑤ 営業区域の廃止に係る申請については、廃止しようとする営業区域内のすべての営業所及び自動車車庫の廃止の手続き並びに当該営業所に配置する事業用自動車の数の変更（すべての減車）の手続きを伴うものであることを確認することとする。

(4) 経過措置

平成14年1月31日現在で一般乗用旅客自動車運送事業を行っている者（以下「既存事業者」という。）に係る1.(4)・(5)①の基準については、以下のとおり取り扱うものとする。

- ① 同日現在で基準を満たしていなかった営業所（その後基準を満たしたものを除く。）については、1.(4)は適用しない。
- ② 同日現在で基準を満たしていなかった自動車車庫（その後基準を満たしたものを除く。）については、1.(5)①は適用しない。

3. 事業の譲渡譲受の認可（法第36条第1項関係）

(1) 事業を譲り受けようとする者について、1.(1)～(13)の定めるところ（譲受人が既存事業者の場合の1.(10)は2.(2)とする。）に準じて審査することとする。

1. (13)①ただし書きについては適用しない。

(2) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものであること。ただし、「タクシー事業に

係る事業の分割譲渡の取扱いについて」(平成10年12月17日付自旅第198号)において認められている場合において分割譲渡が行われる場合は、この限りでない。

(3) 経過措置

平成14年1月31日現在の既存事業者に係る1.(5)①の基準については、以下のとおり取り扱うものとする。

- ① 同日現在で基準を満たしていなかった自動車車庫(その後基準を満たしたものを除く。)については、1.(5)①は適用しない。

4. 合併、分割又は相続の認可(法第36条第2項又は第37条第1項関係)

- (1) 1.(1)~(13)の定めるところ(合併又は分割後に存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合の1.(10)は2.(2)とする。)に準じて審査することとする。

1.(13)①ただし書きについては適用しない。

- (2) 分割の認可については、分割後において存続する事業者が、1.(4)の基準を満たさない申請については、認可しないこととする。

- (3) 分割の認可については、商法等の一部を改正する法律(平成12年法律第90号)附則第5条及び分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成12年法律第103号)に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであることが必要であり、当該法律に基づく客観的な資料の添付を求めるものとする。

- (4) 事業の一部の分割の認可については、設立会社等が次のいずれかに該当するものであること。

- ① 既存のタクシー事業者(1人1車制個人タクシー事業者を除く。)
② 分割会社の50%を超える出資による子会社

(5) 経過措置

平成14年1月31日現在の既存事業者に係る1.(5)①の基準については、以下のとおり取り扱うものとする。

- ① 同日現在で基準を満たしていなかった自動車車庫(その後基準を満たしたものを除く。)については、1.(5)①は適用しない。

5. 運送約款の認可(法第11条第1項関係)

- (1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

- (2) 施行規則第12条各号に掲げる事項が明確に定められているものであること。

6. 運賃及び料金の認可（法第9条の3第1項関係）

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年1月18日付け中運局公示第248号）」及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金認可申請の審査基準について（平成14年1月18日付け中運局公示第249号）」に定めるところによるものであること。

7. 許可又は認可に付した条件の変更等

- (1) 上記1.～4.の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記1.～4.の定めるところにより審査することとする。
- (2) 許可にあたっては、許可後1年以内に事業を開始する旨の条件を付すこととする。
- (3) 上記1. (12) (④を除く。)に基づき付した業務の範囲を一定の事業に限定する旨の条件の解除は、特定地域に指定された地域では行わないこととする。

8. 挙証等

申請内容について、図面その他の資料により客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

附則

1. この公示は、平成14年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
2. 事業計画変更のうち、交通圏設定地域を除く地域への営業区域拡大にかかるもので、当該地域の需要に対応する他の一般乗用旅客自動車運送事業者が存在しないことから中部運輸局長が、特に必要と認める場合にあっては、本則中1. (1) ②の基準については、これらによらないことができるものとする。
3. タクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法の違反による処分等を含む。
4. この公示に定める審査基準以外の審査基準は、別途公示するものとする。
なお、これらの公示に関する通達は、申請受付窓口に備え置くものとする。
5. 4. に定める別途公示のうちで既に公示されているものとして、以下のものがある。
 - ① 「一般旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）申請等に係る法令試験実施要領について（平成12年2月1日付中運局公示第298号）」
 - ② 「道路運送法上の申請事案に係る標準処理期間について（平成14年1月31日付中運局公示第267号）」
 - ③ 「一般旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準、旅客自動車運送事業の監査方針及一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準（平成14年1月31日付中運局公示第270号）」
6. 平成9年4月30日付中運局公示第93号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の免許申請に関する審査基準について」及び平成9

年4月30日付け中運局公示第94号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の需給に関する運用基準について」は、平成14年1月31日をもって廃止する。

附則（平成14年7月1日付中運局公示第112号 一部改正）

この公示は、平成14年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成14年8月30日付中運局公示第179号 一部改正）

この公示は、平成14年9月2日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成15年3月19日付中運局公示第293号 一部改正）

この公示は、平成15年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成15年4月14日付中運局公示第8号 一部改正）

この公示は、平成15年5月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成15年8月6日付中運局公示第60号 一部改正）

この公示は、平成15年8月20日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成15年9月19日付中運局公示第83号 一部改正）

この公示は、平成15年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成15年11月19日付中運局公示第107号 一部改正）

この公示は、平成15年12月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成16年1月19日付中運局公示第125号 一部改正）

この公示は、平成16年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成16年2月25日付中運局公示第142号 一部改正）

この公示は、平成16年3月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成16年3月22日付中運局公示第161号 一部改正）

この公示は、平成16年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成16年3月31日付中運局公示第167号 一部改正）

この公示は、平成16年3月31日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成16年7月29日付中運局公示第48号 一部改正）

この公示は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附則（平成16年9月21日付中運局公示第77号 一部改正）

この公示は、平成16年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成16年10月25日付中運局公示第92号 一部改正）

この公示は、平成16年11月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成16年12月15日付中運局公示第123号 一部改正）

この公示は、1. について平成17年1月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。2. について平成17年1月11日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。3. について平成17年1月17日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成17年 1月28日付中運局公示第145号 一部改正）

この公示は、1. について平成17年1月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。2. について平成17年1月11日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。3. について平成17年1月17日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成17年 3月25日付中運局公示第178号 一部改正）

この公示の、1. については平成17年3月28日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。2. については平成17年3月31日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。3. ～9. については平成17年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成17年 4月28日付中運局公示第13号 一部改正）

この公示は、平成17年4月28日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成17年 6月27日付中運局公示第42号 一部改正）

この公示の、1. 及び2. については平成17年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。3. については平成17年7月7日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成17年 9月26日付中運局公示第86号 一部改正）

この公示の、1. 及び2. については平成17年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。3. については平成17年7月11日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成17年12月16日付中運局公示第122号 一部改正）

この公示の、1. については平成18年1月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。2. については平成18年1月23日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成18年 1月26日付中運局公示第141号 一部改正）

この公示は、平成18年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成18年 3月15日付中運局公示第169号 一部改正）

この公示の、1. 及び2. については平成18年3月20日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。3. については平成18年3月31日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。4. については平成18年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成18年 9月28日付中運局公示第64号 一部改正）

この公示は、平成18年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するもの

とする。

附則（平成19年 3月27日付中運局公示第141号 一部改正）

この公示は、平成19年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成19年 9月 3日付け中運局公示第55号 一部改正）

1. この公示は、平成19年9月10日から適用するものとする。

2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗用旅客運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗用旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附則（平成20年6月30日付中運局公示第50号 一部改正）

この公示は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成20年10月22日付中運局公示第90号 一部改正）

この公示は、平成20年11月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成20年12月17日付中運局公示第117号 一部改正）

この公示は、平成21年1月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成21年9月30日付中運局公示第76号 一部改正）

この公示は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成21年12月25日付中運局公示第1090号 一部改正）

この公示は、平成22年1月4日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成22年 1月27日付中運局公示第137号 一部改正）

この公示は、平成22年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成22年 3月19日付中運局公示第160号 一部改正）

この公示は、平成22年3月23日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成23年 3月25日付中運局公示第107号 一部改正）

この公示は、平成23年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成23年12月9日付中運局公示第90号 一部改正）

この公示は、平成24年1月4日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

する。

附則（平成26年1月27日付中運局公示第114号 一部改正）

この公示は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成28年9月30日付中運局公示第57号 一部改正）

この公示は、平成28年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（平成28年12月20日付中運局公示第93号 一部改正）

この公示は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（令和元年9月27日付中運局公示第55号 一部改正）

この公示は、令和元年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（令和5年10月31日付中運局公示第78号 一部改正）

この公示は、令和5年10月31日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

別表 1

営業区域		区 域
交	名古屋交通圏	名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、海部郡
	知多交通圏	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
通	尾張北部交通圏	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、丹羽郡
	尾張西部交通圏	一宮市、稲沢市
	西三河北部交通圏	岡崎市、豊田市、みよし市、額田郡
	西三河南部交通圏	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
	東三河南部交通圏	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市（ただし、平成17年10月1日に合併された旧南設楽郡鳳来町、作手村の区域を除く。）、田原市
	静清交通圏	静岡市
	圏	浜松交通圏
営	富士・富士宮交通圏	富士宮市、富士市
	沼津・三島交通圏	沼津市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧田方郡戸田村の区域を除く。）、三島市、伊豆の国市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧田方郡伊豆長岡町、菰山町の区域に限る。）、田方郡（函南町）、駿東郡（清水町、長泉町）
	御殿場交通圏	御殿場市、裾野市、駿東郡（小山町）
業	伊豆交通圏	沼津市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧田方郡戸田村の区域に限る。）熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧田方郡大仁町の区域に限る。）、賀茂郡
	区	磐田・掛川交通圏
域	藤枝・焼津交通圏	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、榛原郡、御前崎市（ただし、平成16年4月1日に編入された旧榛原郡御前崎町の区域に限る。）
	岐阜交通圏	岐阜市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、各務原市（ただし、平成16年11月1日に編入された旧羽島郡川島町の区域に限る。）、羽島郡、本巣郡
	大垣交通圏	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
	高山交通圏	高山市、飛騨市、大野郡
	東濃西部交通圏	多治見市、瑞浪市、土岐市
	東濃東部交通圏	中津川市、恵那市
	美濃・可児交通圏	関市（ただし、平成17年2月7日に編入された旧武儀郡洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村の区域を除く。）、美濃市、美濃加茂市、各務原市（ただし、平成16年11月1日に編入された旧羽島郡川島町の区域を除く。）、可児市、加茂郡（坂祝町、富加町）、可児郡
	北勢交通圏	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡
	津交通圏	津市、松阪市（ただし、平成17年1月1日に編入された旧一志郡嬉野町、三雲町の区域に限る。）
	伊勢・志摩交通圏	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡
	松阪交通圏	松阪市（ただし、平成17年1月1日に編入された旧一志郡嬉野町、三雲町の区域を除く。）、多気郡
	伊賀交通圏	名張市、伊賀市

福井交通圏	福井市、鯖江市、あわら市、坂井市、吉田郡、丹生郡越前町（ただし、平成17年2月1日に合併された旧朝日町の区域に限る。）
敦賀交通圏	敦賀市、三方郡、三方上中郡（若狭町（ただし、平成17年3月31日に合併された旧三方郡三方町の区域に限る。））
武生交通圏	越前市、今立郡、南条郡、丹生郡（越前町（ただし、平成17年2月1日に合併された旧宮崎村、越前町、織田町の区域に限る。））

別表2

営業区域		最低車両数
交	名古屋交通圏、浜松交通圏、静岡交通圏	10両
通	知多交通圏、尾張北部交通圏、尾張西部交通圏 西三河北部交通圏、西三河南部交通圏、 東三河南部交通圏、 富士・富士宮交通圏、 沼津・三島交通圏、御殿場交通圏、伊豆交通圏、 磐田・掛川交通圏、藤枝・焼津交通圏、 岐阜交通圏、大垣交通圏、 高山交通圏、東濃西部交通圏、東濃東部交通圏、 美濃・可児交通圏、 北勢交通圏、津交通圏、伊勢・志摩交通圏、 松阪交通圏、伊賀交通圏、福井交通圏、 敦賀交通圏、武生交通圏	5両
営	その他営業区域	2両
業		
区		
域		

1. 所要資金及び事業開始に要する資金の内訳

項目	所要資金額	事業開始当初に要する資金	備考
(イ)車両費	(取得価格(含未払金))	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料。 ただし、一括払いの場合左欄と同額)	
	(1年分のリース料)	(2月分のリース料)	
(ロ)土地費	(取得価格(含未払金))	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料 ただし、一括払いの場合左欄と同額)	
	(1年分の賃借料)	(2月分の賃借料)	
(ハ)建物費	(取得価格(含未払金))	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料 ただし、一括払いの場合左欄と同額)	
	(1年分の賃借料)	(2月分の賃借料)	
(ニ)機械器具及び 什器備品	(取得価格(含未払金))	(左欄と同額)	
(ホ)運転資金			
・ 運送費			
人件費	(2月分)		
燃料油脂費	(2月分)		
修繕費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
・ 管理経費			
人件費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
計		(左欄と同額)	
(ヘ)保険料等			
自賠償保険料	(1年分)		
任意保険料	(1年分)		
自動車重量税	(1年分)		
自動車税	(1年分)		
環境性能割	(全額)		
登録免許税	(全額)		
計		(左欄と同額)	
(ト)その他創業 費等	(全額)	(左欄と同額)	
合計			
50%相当額			
自己資金額			

※ 備考欄には、内訳等を適宜記載する。

2. 資金の調達方法

(1) 法人の場合

項目	既存法人	設立法人	出資者名	出資金額
資本金				
剰余金等				
増資資本金				
合計				

項目	申請事業充当額
現金預金	
その他流動資産	
調達資金合計(自己資金額)	

(2) 個人の場合

金融機関名額	預貯金等の種類	預貯金等の発行番号	申請日現在預貯金額
合計(自己資金額)			